

教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）

- 墨田区長 あて
- ① 保育の必要量等を変更するため、子ども・子育て支援法第 2 3 条第 1 項の規定による教育・保育給付認定の変更について申請します。
- ② 住所、連絡先等が変更となったため、子ども・子育て支援法施行規則第 1 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

					記入日： 年 月 日				
現住所		墨田区							
電話番号		自宅 ー ー		携帯(父) ー ー		携帯(母) ー ー			
保 護 者	続柄	氏 名		生年月日		年 齢		職 業 等	
	申請者	フリガナ		・ ・		歳			
			フリガナ		・ ・		歳		
申 請 児 童	続柄	氏 名		生年月日		クラス年齢		在園施設名 等	
	本人	フリガナ		・ ・		歳			
			フリガナ		・ ・		歳		

(1) 変更事項等

変更事項・変更理由	該当者 (続柄)	事象発生日	添付必要書類・事由
☐ 転居（区内） 世帯員数の変更（有□・無□）		年 月 日	
☐ 就職・転職（就労先の変更）		年 月 日	就労証明書
☐ 退職（退職後求職活動）		年 月 日	
☐ 産前休暇の開始		年 月 日	親子健康手帳のコピー (表紙・分娩予定日のわかるページ)
☐ 育児休業の開始又は復職		年 月 日	育児休業証明書又は復職証明書
☐ 結婚		年 月 日	新たに児童の保護者となった者の 就労証明書等及び住民税課税証明書
☐ 離婚		年 月 日	離婚届受理証明書又は 戸籍謄本等
☐ その他 〔 〕		年 月 日	特記事項：

(2) 保育料階層変更時の通知： ☐ 希望する

(3) 保育必要量（保育時間）の変更

保育必要量	変 更 前	変 更 後
	保育標準時間 ・ 保育短時間	保育標準時間 ・ 保育短時間
変更希望日	年 月 1 日から	

- ※ 求職活動中又は育児休業中の保育必要量は、「短時間」しか選択できません。
- ※ 在園児童の兄弟姉妹の育児休業の終了に伴い、在園児童の保育必要量を標準時間に変更する場合も、この申請が必要となります。
- ※ 原則、申請のあった月の翌月以降からの変更となります。

教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）

墨田区長 あて

- ① 保育の必要量等を変更するため、子ども・子育て支援法第23条第1項の規定による教育・保育給付認定の変更について申請します。
- ② 住所、連絡先等が変更となったため、子ども・子育て支援法施行規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記入日：8年4月18日

現住所		墨田区 吾妻橋 1-23-20-101			
電話番号	自宅	03-〇〇〇〇-△△△△		携帯(父)	090-□□□□-××××
				携帯(母)	080-▲▲▲▲-〇〇〇〇
保護者	父	続柄	氏 名	生年月日	年 齢
		フリガナ スミダ タロウ	墨田 太郎	昭和 58・12・17	42 歳
	母	フリガナ スミダ ハナコ	墨田 花子	昭和 63・11・22	37 歳
		職 業 等	会社員		
申請児童	本人	続柄	氏 名	生年月日	クラス年齢
		フリガナ スミダ イチロウ	墨田 一郎	令和 6・5・5	1 歳
	児童	フリガナ		・	・
		歳	〇×保育園		

(1) 変更事項等

変更事項・変更理由	該当者(続柄)	事象発生日	添付必要書類
☒ 転居（区内） 世帯員数の変更（有□・無 ☒ ）	父・母 本人	8 年 4 月 16 日	
☐ 就職・転職（就労先の変更）		年 月 日	就労証明書
☐ 退職（退職後求職活動）		年 月 日	
☐ 産前休暇の開始		年 月 日	親子健康手帳のコピー （表紙・分娩予定日のわかるページ）
☒ 育児休業の開始又は復職	父	8 年 4 月 3 日	育児休業証明書又は復職証明書
☐ 結婚		年 月 日	新たに児童の保護者となった者の 就労証明書等及び住民税課税証明書
☐ 離婚		年 月 日	離婚届受理証明書又は 戸籍謄本等
☐ その他 ()		年 月 日	特記事項：

(2) 保育料階層変更時の通知：☒希望する

(3) 保育必要量（保育時間）の変更

保育必要量	変 更 前	変 更 後
	保育標準時間・保育短時間	保育標準時間・保育短時間
変更希望日	8 年 5 月 1 日から	

※ 求職活動中又は育児休業中の保育必要量は、「短時間」しか選択できません。

※ 在園児童の兄弟姉妹の育児休業の終了に伴い、在園児童の保育必要量を標準時間に変更する場合も、この申請が必要となります。

※ 原則、申請のあった月の翌月以降からの変更となります。